

○宮崎大学教育学部・教育学研究科研究委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(設置)

第 1 条 宮崎大学教育学部及び大学院教育学研究科（以下「本学部・研究科」という。）の研究推進に関する重要事項を審議するため、宮崎大学教育学部・教育学研究科研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究活動の促進に関すること。
- (2) 本学部・研究科内の諸組織の共同研究に関すること。
- (3) 本学部・研究科外との共同研究及び研究交流に関すること。
- (4) 研究に関わる本学部・研究科重点経費の配分案に関すること。
- (5) 競争的研究費や外部研究資金の獲得に関すること。
- (6) その他、本学部・研究科の研究に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（研究担当）
- (2) 小中一貫教育人文社会系、自然科学系及び生活文化系の各グループの研究ユニットリーダー（教授）教員各 1 人
- (3) 学校教育・臨床心理の研究ユニットリーダー（教授）教員 1 人
- (4) 小中一貫教育人文社会系、自然科学系及び生活文化系の各グループの研究ユニット副リーダー教員各 1 人
- (5) 学校教育・臨床心理の研究ユニット副リーダー教員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員を、副委員長は同条第 2 号委員または第 3 号委員より委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

(専門委員会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。